

站赤六に見えて居つて、こゝにまた變革の行はれたことを示して居る。即ち

世祖皇帝時。腹裏江南漢地站赤。例從各路達魯花赤・總管提調。近年令州縣管領。似此站赤受害。今可下依ニ前例。皆令各路達魯花赤・總管提調上。州縣官勿得預。

といふのである。この事は元典章新集兵部驛站門にも、「路達魯花赤・總管提調站赤」の目下に、延祐七年十月日江西行省が通政院の咨を准けたとして、仔細に記してある所である。即ちこの咨文には

通政院咨。延祐七年七月初九日。本院官奏。俺衆人商量來。世祖皇帝時分。腹裏江南漢兒等站赤每。各路裏達魯花赤・總管提調有來。近年交二州縣官每提調的上頭。站赤每生受麼道說有。如今依ニ在先體例。交ニ各路達魯花赤・總管。兩個提調。州縣官每休レ交ニ提調一呵怎生奏呵。那般者。依ニ著世祖皇帝聖旨。交ニ各路達魯花赤・總管。提調站(赤)者。州縣官每休ニ提調一者。隨處行ニ文書一者麼道聖旨了也。欽此。咨請ニ欽ニ依施行。魯花赤・總管。提調站(赤)者。州縣官每休ニ提調一者。隨處行ニ文書一者麼道聖旨了也。欽此。咨請ニ欽ニ依施行。と見えてゐる。世祖の時にも前述の如く站の管理には屢々變革があつて、必ずしもこゝに見えるやうに、腹裏即ち畿内、江南等の地の漢站を、常に各路の達魯花赤及び總管が提調した譯では無かつたけれども、然も勿論初めにはかかる方法を執り、遅くも至元二十八年以後は路府州縣の達魯花赤が管領して居つたのであるが、こゝに至つて復たこれを改めて、州縣はこれに關與することなく、獨り各路で提調することとなつたのである。その理由とする所はいつでも同じことで、州縣官に任せては徵收が重く、站戸は害を受け、驛站の設備が不充分になつて、當面の目的を達し得られないといふ點にあつたのである。

然るに同じ英宗の至治三年に至つて、復もや州縣をして站赤を提調させることとし、ついで泰定元年三月には、